

様式第 11 (第13条関係) (平12通産令221・令元経産令17・一部改正)

(表 面)

第 号	
対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第18条第2項の規定による立入検査証	
写  真	官職及び氏名
	年 月 日 生
押 出 ス タ ン プ	年 月 日 発行
	発行者 印

(裏 面)

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律抜すい

第18条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第26条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

七 第18条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 7 とすること。